

鳳来地域審議会会議傍聴規程

平成18年2月9日

(趣旨)

第1条 この規程は、鳳来地域審議会会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の区分)

第2条 傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者に区分し、その区分により傍聴席を設ける。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の一般傍聴人の定員は、受付先着10人とする。ただし、会議の議長(以下「議長」という。)の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴の手続き)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿(別記様式)に住所、氏名を記入するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) ラジオ、拡声機、無線機、マイク、録音機、撮影機、パソコンの類を携帯している者。ただし、第7条の規定により、撮影又は録音等を行うことにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 異様な服装をしている者
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月9日から施行する。